

第十七回国会 衆議院 水害地緊急対策特別委員會議録第三号

昭和二十八年十一月三日(火曜日)

午後三時七分開議

出席委員

委員長 村上 勇君
理事 熊一君 理事 田淵 光一君
理事 網島 正興君 理事 岡部 得三君
理事 瀧井 義高君 理事 稻富 稜人君
理事 濱地 文平君
大久保武雄君 木村 俊夫君
田中 好君 德安 實藏君
中川房次郎君 中村 幸八君
原田 憲君 坊 秀男君
三池 信君 八木 一郎君
田中 久雄君 館林三喜男君
中野 四郎君 橋本 清吉君
廣瀬 正雄君 吉田 安君
井手 以誠君 辻原 弘市君
永井勝次郎君 穂積 七郎君
柳田 秀一君 山口丈太郎君
伊藤幸太郎君 杉山元治郎君
田中幾三郎君 辻 文雄君
堤 ツルヨ君 中井徳次郎君
世耕 弘一君 中村 英男君

出席政府委員

大蔵事務官 森永貞一郎君
(主計局長)

十一月二日

委員大久保武雄君辭任につき、その補欠として木村俊夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員林信雄君辭任につき、その補欠として大久保武雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 稻富稜人君が理事に補欠當選した。

十一月二日

合風十三号による長野県の災害復旧促進に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第二号)

同(小川平二君紹介)(第二〇号)

同(松平忠久君紹介)(第二二一号)

長野県の農林災害予算増額に関する請願(松平忠久君紹介)(第二三三号)

長野県の被害農家救済対策確立に関する請願(原茂君紹介)(第二二二号)

宝飯郡の稲作不況対策確立に関する請願(堀井勇君紹介)(第二一五号)

小湊町の災害復旧促進に関する請願(水田三喜男君紹介)(第二一九号)

長野県各河川の砂防工事施行に関する請願(松平忠久君紹介)(第二二二号)

同(原茂君紹介)(第二三三号)

天塩川治水工事区域内橋りょう災害復旧工事施行に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第二四四号)

天塩川水系の災害復旧工事施行に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第二四四号)

黒部川の災害復旧工事施行に関する請願(銀治良作君紹介)(第二六六号)

上桂川の災害復旧工事施行に関する請願(田中好君紹介)(第二二七号)

北丹鉄道災害復旧費補助等に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第三四四号)

耶麻郡及び河沼郡の水害復旧工事促進に関する請願(助川良平君紹介)(第三八八号)

合風十三号による災害復旧特別措置

に關する請願(岡田五郎君紹介)(第三九号)

長野県の農林災害予算増額に関する請願(原茂君紹介)(第四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

合風十三号による農林水産関係の被害助成に關する陳情書(愛知県知事桑原幹根)(第一五五号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定指配に關する法律の一部を改正する法律等の特別地域指定に關する陳情書(鳥取県知事鈴木武)(第二五五号)

災害復旧対策に關する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司)(第三〇号)

合風十三号による災害対策に關する陳情書(東京都千代田区九段二丁目十七番地都道府県協議会会長桑原幹根)(第三一五号)

同(愛知県議會議長池田駒平)(第三二二号)

同(愛知県知事村会長長丹羽薫一)(第三三三号)

同(静岡県議會議長吉野倫将)(第三四四号)

同(富山県町村会長長五島田右衛門)(第三五五号)

同(福井県議會議長市長橋勘左衛門)(第三六六号)

同(滋賀県知事服部吉吉)(第三七七号)

合風十三号による災害復旧に關する陳情書(東京都千代田区九段二丁目十七番地全国知事協議會長安井誠一郎)(第三八八号)

同(愛知県知事桑原幹根)(第三九号)
同(大阪府知事赤間文三外八名)(第四〇号)
同(京都府議會議長北村平三郎)(第四一五号)
同(福知山市議會議長奥田慶三)(第四二二号)
同(兵庫縣町村会長長田村昌義)(第四三三号)
災害関係特別法実施に關する陳情書(八幡市議會議長上野進)(第四四四号)
同(大分県議會議長岩崎貢)(第四五五号)
災害防止並びに復旧事業促進に關する陳情書(東京都千代田区三年町一番地山口県東京事務所内全国災害復旧促進連盟會長内山岩太郎)(第四六六号)
過年度災害復旧事業の促進に關する陳情書(大分県議會議長岩崎貢)(第四七七号)
災害復旧地方債承認の簡易迅速化に關する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司)(第四八八号)
滋賀県水害復旧対策に關する陳情書(滋賀県議會議長吉川孫右衛門)(第四九九号)
台風被害に伴う町村の財政援助に關する陳情書(富山県町村会長長五島田右衛門)(第五〇〇号)
十三号合風による中小企業災害復興特別融資金割当に關する陳情書(京都府議會議長北村平三郎)(第五一一号)
同(愛知県知事桑原幹根)(第五二二号)

同(愛知県知事桑原幹根)(第三九号)

同(大阪府知事赤間文三外八名)(第四〇号)

同(京都府議會議長北村平三郎)(第四一五号)

同(福知山市議會議長奥田慶三)(第四二二号)

同(兵庫縣町村会長長田村昌義)(第四三三号)

災害関係特別法実施に關する陳情書(八幡市議會議長上野進)(第四四四号)

同(大分県議會議長岩崎貢)(第四五五号)

災害防止並びに復旧事業促進に關する陳情書(東京都千代田区三年町一番地山口県東京事務所内全国災害復旧促進連盟會長内山岩太郎)(第四六六号)

過年度災害復旧事業の促進に關する陳情書(大分県議會議長岩崎貢)(第四七七号)

災害復旧地方債承認の簡易迅速化に關する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司)(第四八八号)

滋賀県水害復旧対策に關する陳情書(滋賀県議會議長吉川孫右衛門)(第四九九号)

台風被害に伴う町村の財政援助に關する陳情書(富山県町村会長長五島田右衛門)(第五〇〇号)

十三号合風による中小企業災害復興特別融資金割当に關する陳情書(京都府議會議長北村平三郎)(第五一一号)

同(愛知県知事桑原幹根)(第五二二号)

北海道の七月災害復旧に關する陳情書(北海道議會議長藤田余吉)(第五三三号)
同(北海道支庁支庁長内海勝外四名)(第五四四号)
合風十三号による愛知県の被害復旧のため水害特別措置法適用に關する陳情書(愛知県議會議長池田駒平)(第五五五号)
南山城地方の災害復旧に關する陳情書(京都市議會議長竹内忠治外四名)(第五六六号)
東近畿災害復旧に關する陳情書(京都府知事藤川虎三外七名)(第五七七号)
南近畿水害流水による漁業災害対策に關する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第五八八号)
七月及び八月の三重県水害対策に關する陳情書(三重県議會議長高倉朝次郎)(第五九九号)
公共土木施設災害復旧特別措置法に關する陳情書(鳥取県知事鈴木武)(第六〇〇号)
水害による被害地方公共団体の賠償の特例に關する法律による被害団体指定に關する陳情書(鳥取県知事鈴木武)(第六一一号)
水害被害地域における公衆衛生保持特別措置法の適用地域指定の陳情書(鳥取県知事鈴木武)(第六二二号)
文教関係施設災害復旧特別措置法に關する陳情書(鳥取県知事鈴木武)(第六三三号)
公共土木施設災害復旧特別措置法の

適用に関する陳情書（香川県議会議長大久保雅彦）（第六四号）
治水事業の画期的促進に関する陳情書（富山県議会議長渡辺栄吉）（第六五号）
水源砂防の一元化に関する陳情書（東京都議会議長佐々木恒司）（第六六号）
治山治水の根本対策確立に関する陳情書（富山県議会議長渡辺栄吉）（第六七号）
同（愛知県議会議長池田駒平外七名）（第六八号）
同（東京都議会議長佐々木恒司）（第六九号）
同（大分県議会議長岩崎實）（第七〇号）
水害地緊急対策諸法律の適用地域指定に関する陳情書（山口県知事小沢太郎）（第七一号）
十三号台風による工場事業場被害対策に関する陳情書（愛知県知事桑原幹根）（第七二号）
子飼橋の架設並びに護岸工事等に関する陳情書（熊本県大津町九品寺六百四十一番地甲斐勝記）（第七三三）
筑後川等による水害復旧に関する陳情書（福岡県浮羽郡浮羽町長田中教太外十名）（第七四号）
山田川等の水害復旧に関する陳情書（富山県東礪波郡城端町長天富直次外一名）（第七五号）
庄川改修費増額に関する陳情書（富山県東礪波郡中田町長酒井喜九郎）（第七六号）
台風十三号による宇治市の被害復旧のため水害特別措置法適用に関する陳情書（宇治市議会議長小山元次郎）（第七七号）

台風十三号被害競輪施行者に対する国庫納付金免除に関する陳情書（東京都知事安井誠一郎）（第七八号）
台風被害競輪場に対する国庫納付金減免等に関する陳情書（静岡県浜名郡舞阪町長堀江清一）（第七九号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選
昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）
昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特別に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）
昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案起草の件

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案起草の件
○村上委員長 これより会議を開きます。

○滝井委員 長い間理事会その他でもめましたが、さきに理事会で決定をせられました諸案件並びに政府提出の諸法案をこの際審議していただきたいと思ふのでございまして、その前に、まだなお三、四議員立法として提出せられるものがあるわけでございまして、従つて、短期国会ではございまして、あさつてとなお引續いて残りの諸法案を検討していただくことを、ひとつ確認をしていただきたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○村上委員長 まず理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。理事の稲富稔君がさきに委員を辞任せられ、再び委員になられましたが、委員辞任に伴い同君の理事たるの資格が失われておりますので、この際同君を従前通り理事に選任いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて稲富君は理事に再任せられました。

○村上委員長 次に、前会に引續き昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水

害に伴う中小企業、信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、以上五案を一括議題として審査を進めます。

この際、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に對しましては、八木一郎君及び柳田秀一君よりそれぞれ修正案が提出され、また農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に對しましては、網島正興君より修正案が提出されておりますので、順次その趣旨弁明を求めます。八木一郎君。

○八木（一郎）委員 ただいま議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案を提出いたします。

お手元に配りました案文がございまして、まず案文を朗讀いたします。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條の二 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区が、政令で指定する地域において、第一條に規定する風水害により著しい災害を受けた海岸（海岸に接続する湖岸を含む。以下この条において同じ。）及びこれに接続し、且つ、その効用を同じくする海岸について、暴風、高潮、高潮その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な事業（負担法第二條又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）以下この条において「暫定措置法」という。）第二條に規定する災害復旧事業を除く。）を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費の十分の八を補助する。

（高潮等により生ずる災害を防止するために必要な事業費に対する補助）

第五條の二 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区が、政令で指定する地域において、第一條に規定する風水害により著しい災害を受けた海岸（海岸に接続する湖岸を含む。以下この条において同じ。）及びこれに接続し、且つ、その効用を同じくする海岸について、暴風、高潮、高潮その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な事業（負担法第二條又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）以下この条において「暫定措置法」という。）第二條に規定する災害復旧事業を除く。）を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費の十分の八を補助する。

2 政府は、前項に規定する海岸に係る負担法第二條又は暫定措置法第二條に規定する災害復旧事業及び同項に規定する事業が、昭和二十九年年度までに完成するように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

簡単に提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

去る九月二十五日に本土を襲いし

台風第十三号は異常な風速と大雨を伴ひまして、かつ長時間降り続いた雨のあとに、全国各地では驚くべき惨禍を見たのでございますが、台風本土襲来の中心地となりました伊勢湾、渥美湾、知多湾、浜名湖周辺の海岸地帯におきましては、折悪しくそのときが秋分大潮時と重なったために、さなきだに地盤沈下の天然現象によりまして防災上脆弱となつていた海岸堤防は、至るところずた／＼に決壊し、言語に絶する異常の大災害を受けたのであります。政府においてははもちろん、地元の被害地県当局におきまして、極力この災害復旧に努めてゐるのであります。他に類例を見ない災害でありますので、特別の措置を講ずるにあらざれば復旧ができませんのであります。そこで、災害復旧の要請に即した特別措置を行うために、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧に関する特別法の改正規定中に、修正の形で次の二点を加えようとするのが提案の趣旨であります。

第二点は、工事の中途においてさらに同様の災害が加重せられ、いわゆる再災害を受けるがごときことのないように、現実には防災し得られるごとく措置するためには、政府は昭和二十九年度までにこの特別工事を完成するように努めなければならないこととしたこととであります。

何とぞ各党各位御賛成の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○村上委員長 次は柳田秀一君。

○柳田委員 私は、ただいまの八木委員に引き続きまして、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第九条のうち題名の改正規定中「たい、積土砂」を「たい、積土砂等」に改める。

(2) 第九条のうち第二条の改正規定の次に次のように加える。

第九条の見出し中「たい、積土砂」を「たい、積土砂等」に改め、同条第一項中「たい、積土砂の排除事業」の下に「又は災害地域内に存する農地に水害等のため停滞し

ている政令で定める基準以上の水の排除事業」を同条第二項中「当該排除事業を施行する者」との下に「たい、積土砂の排除事業」とあるのは「たい、積土砂の排除事業又は滞水の排除事業」とを加える。

第十條中「排除事業」の下に「及び国がその費用を補助する滞水の排除事業」を加える。

(3) 附則第三項中「たい、積土砂の排除に関する特別措置法」を「たい、積土砂等の排除に関する特別措置法」に改める。

(4) 附則第四項中「たい、積土砂の排除事業」の下に「及び滞水の排除事業」を加える。

以上であります。

今次の十三号台風によりまして、滋賀県、京都府、大阪府等におきましては、干拓地もしくは低地に非常に多量の水がたまりまして、これらはどうして指定をもつて排水のできない地方であります。従つてこれらに対しましては、さきの堆積土砂等と同様に扱ひまして、これらの排水事業を全額国庫負担とせんとするものであります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○村上委員長 次は網島正興君。

○網島委員 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案を申し上げます。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち附則第三項の改正規定中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害」を「昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害」に改める。

○村上委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○村上委員長 速記を始めて。これにて各修正案の趣旨弁明は終了しました。修正案について質疑の通告がありますから、これを許します。井手以誠君。

○井手委員 農林水産業施設災害復旧に関する修正案につきまして、提案者の網島委員にお尋ねをいたしたいと思ひます。

修正案の趣旨については私ももちろん大賛成でございますが、これに関連いたしましてお尋ねしたいことは、提案された網島委員は、農林関係の小委員長として、当委員会発足以来立案の中心として活動されたのであります。従つて、その審議の過程におきましてきまりました農舎、畜舎の挿入については、去る九月十日かと存するのであります。その委員会ではこれを加えることに全会一致決定したこと、提案者も御存じのことであろうと思ひます。もちろん網島委員としては若干の御意見はあるようでありましても、全会一致で通つたことは事実であります。そこで次の委員会においては、必ず委員会の決定として法律の改正をやるということに決定を見たのでありますから、従つて、政府から今度提案されました第十

三号台風は適用する改正案に対する修正においては、今までの経過にかんがみて、同時に修正案を提出すべきでないかと私は考へるのであります。ほかの委員ならばともかく、農林関係で従来中心となつておられた網島委員でありますので、その辺の事情なりあるいは提案の方法なりについては十分御承知であらうかと存じますので、これに関連する御意見を承りたいと存ずる次第であります。

なおこの機会に、委員長にお願いをいたしたいと存じます。ただいま農林水産業施設に関する法律案の修正案に対する質問をいたしました。それに関連して委員長にお尋ねしたいことは、農林水産業施設に関する特別立法に関係いたしました一部脱落の点がありまして、次期国会において法律を改正する、こういうことを決定したことは委員長も御存じのことであろうと思ひます。ただいま提案者に質問いたした際にも申しました通り、次回の委員会には必ず委員会の決定を行うという言明を私は記憶いたしておるのであります。従つて、この政府が出しました改正案に対する修正案が提出された場合には、同時に修正案として農舎、畜舎の点についても修正を行うことが正しい行き方ではないか。これを本会議に送るその技術の点から行きますと、また従来のいきさつから行きますと、当然のことであろうと思ひます。あわせて委員長のお考えを承りたいと存じます。

○網島委員 個人の意見はなるべく差控えますけれども、この農地災害復旧に関する特別措置に関する立法をいたしますときに、農舎、畜舎は開拓地

に限定すべきであるという意味で、大体その通りに一応きまつたのでありますが、どういふ都合でしたか、この法案の下刷りのときにそれが入つて参つた。これは間違ひであるということでは、訂正をして法律化したわけでもないが、依然としてさういふ意見を私は持つておりました。ところが、委員の皆様の御決議で、これはあらためて何らかの機会に修正すべきであるという御意見が、私を除くほとんど全部のお方の御意見になつたようでありました。もちろん委員会のごときでございますから、多数に服することは妥当なことで、その通り服した次第は質問者のお言葉の通りでございます。何らその点は争ひません。

この際、何ゆゑに、修正案を提出いたしますときに、私がそのことを取除いておいたかというのを御説明申し上げておきます。ただいま予算が編成されておりますので、このたびの修正予算にただちにこの線を入れますことは、ある程度の予算の組みかえをいたさなければならぬことになりまして、これは必ずしもこの時期が妥当でないと考えました。この点を考慮しまして、私は、特にこの際に組み入れることはいかかかと存じて、修正の中に特に農舎、畜舎を入れたのであります。さういふ事情でございますから、特に委員の皆様の御了承を賜りたいと存ずる次第であります。

○稲富委員 関連して。ただいま網島委員からの御答弁があつたのでありますが、私も網島委員の御意見には承服できないのでございます。私たちは、やはり立法のときには、一番当初から、開拓地に限定するということに反

対しておつたのであります。それがいつの間にかさういふことになつてゐることは、われわれもつて遺憾だと思つております。これに對しては、ただいま網島委員がおつしやるように、改正する際に当然改正するのが妥当である、私はかように考える。網島委員は予算措置の問題を非常に考へていらつしやるようでございますけれども、はなはだ失礼な言ひ分だが、これは詭弁を言つていらつしやるのであつて、予算の編成がえまでもしなくちやできないほどの問題ではないと思つてあります。これは予備費からでも支出される問題でございますので、この際改正することが妥当である。さういふ意味で、われわれは、この前の委員会でも、かような申合せをしたと思ひます。せつかく今まで進んで来たのだから、委員長においてもそのようなりはからいで、さらにそれをこの際修正することに御諮りを願ひまして、皆さんの御賛同を得たい、かように考へるわけでございます。提案者であります網島委員にも、どうかさういふような意味で、これに対する修正をさらにお願いする次第でございます。

○網島委員 私提案者の網島は、これをただいま改正しようという考へはございません。ございませぬが、あえて委員会の御意向でございませぬが、これに極力反対しようという考へもございません。ただ、申し上げます通り、予算は大わくをもちや農林省はわけておられますので、農林省内の組みかえはもちろんこれはあるのであります。組みかえがいらぬなんというところで決してございませぬ、だから、私から言へば、第二次補正前に改訂することが

一番妥当の時期だ、こういうふうに考へております。私の意見だけを申し上げます。

○村上委員長 私に対する御質疑についてお答えいたします。私も休会中に幾たびか井手委員の御熱心な御意見を承つております。当時国会も閉会中でありましたので、次の国会あたりで、何とか井手委員の御要望をいれたというふうな気持ちで今日まで参りました。しかし、網島委員のただいまのお話の通りに、予算に非常な修正を加へたり、あるいは今日もう予算の方が出てしまつておりますので、それによつて非常な何か打撃をこうむるようなこととございませぬが、これは網島委員と同様であります。いづれこの点につきましては、後ほど理事会を開きまして何とか善処したい、かように思つております。

○井手委員 何とか善処しようとか、意見を尊重しようとかいふお言葉がたゞさんございませぬが、御存じのように速記録を見てもおわかりだと思ひますが、あれは委員会の決定になつております。尊重するとか、あるいは何とかしようというものはなくして、絶対的なものになつておるはずであります。しかも、私に對しましては、必ずこの次の委員会には決定をいたしますという約束になつておりまして、よもやわれわれの尊敬しておる委員長がお忘れになつたのではなからうと思ひます。もうはつきりした、事理明白なことでございますので、この際一緒にとりはからうようにお願いを申し上げます。委員会の決定でございませぬが、私はあえて動議は別に申しません。都合によつては考えもいたし

ますけれども、委員長からひとつこの点は発議されて、同時に修正案を提出されるように私は希望いたします。

○村上委員長 後ほど理事会を開きまして、多数の御意見に従つて参ります。

○井手委員 理事会で決定したいというお言葉でございますが、それでは、今提案説明がありまして質疑の段階に入つておりますから、この今日の修正案というものは理事会後におきめになることとございませぬが、どのような取扱いでございませぬか。

○村上委員長 網島君のただいまの修正案はすでに昨日の理事会で決定いたしましたので、これを一応ひとつ通したあとで……。

○井手委員 それではこの席から、動議として修正案を提出したいと思ひます。(時間がないじやないか)と呼び、その他発言する者あり)ただいま御説明になりました農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案に關連いたしまして、次の修正案が同時に決定されますことを動議として提出いたす次第であります。

すなわち

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四項中「農業協同組合又は農業協同組合連合会の所有する政令で定める施設、開拓地における農舎、畜舎及び農業者の共同の利用に供する施設」を「農舎、畜舎、農業協同組合又は農業協同組合連合会の所有する政令で定める施設、開拓地に

おける農業者の共同の利用に供する施設」に改める。
以上を同時に修正案として決定されますように提出いたします。

○田淵委員 議事進行について発言いたします。本日の本会議は御承知の通り三時半から開くという議運の申合せで、すでに当委員会の議案の上つて来るのを本会議が待つておる状態でありまして、でありますから、ただいまの提案理由の説明が終了しましたら、ただちにこの提案理由の終つた法案を本会議に上程すべく、質問、討論等は省略いたしまして、ただちにただいま上程されております法案を採決されんことを望みます。

〔発言する者多し〕

○村上委員長 ただいまの田淵君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

〔発言する者多し〕

○村上委員長 これより五案について、順次採決いたします。

〔発言する者多し〕

○村上委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

岸」の下に「海岸に接続する湖岸」ということになっておりますが、その湖岸というのは、琵琶湖その他海岸に接続しない湖岸はこれに入らないかどうか。この点を明確にひとつ御答弁願うておかなければ、この法律を通してしまおうと、琵琶湖あたりの湖岸が入らなくてとんだことになって来ると思う。それだからその点をお尋ねするわけであります。

○八木(一)郎委員 先ほど懇談の際にも申し上げましたが、重ねての御質問でございます。この法案は、建設省の組織法を改正してまで海岸堤防建設部を設けて、海水によつてずた／＼にされたところにもはつておけない面を善処して行こうということが、このねらいでございます。そこで今お話のような簡単な字句ではございませうけれども、真水あるいはこれに近いものを加えますことは、行政の所管が農林省でもございませうし、別途の關係の法律の中にその点を加えて行くことが、行政執行の局に當る者には好都合である、こういう事情がわかりましたので、懇談中にいろいろ御意見がございましたから、尊重して検討いたしました結果、今回はこれには加えなかつた、こういう経緯になつておりますから、御了承をいただきたいと思ひます。

○辻原委員 私も、同種の問題につきまして、提案者の方からはつきりお答えを願つておきたいと思ひますのは、第五条の二にある「高潮等により生ずる災害を防止する」云々という、この高潮等によつて生ずる災害を防止するということであれば、当然、南海震災等によつて地盤沈下を来しておる地域の将来の高潮災害も、これにより施行

しなければならぬということを考えるのであります。その点、提案者は明確にこのことを考慮されて、從來やられておつた地盤沈下対策その他と競合した場合においても、当然これは施行するということとをこの内容として含んでおるかどうか、この点をひとつはつきりお答えを願つておきたいと思ひます。

○八木(一)郎委員 今のは入つておると解しておりますが、なおこまかく言いますと、公共事業の災害復旧の超過工事の方で十分の九という予算をつけ、けがをした分を直すことに行く部分が大部分ではないか、こういうふうになつて行つて行くわけでありませう。それは予算のこまかな中を洗いざらいいいたしました結果がさうなつておりまして、十分の九というものは、局部々々の工事について予算区分がある、こういうふうには御了承をいただきたいと思ひます。

○稲富委員 先刻八木委員の御説明によりますと、この湖岸の問題については、海岸に接続しない湖岸は別途にまた法律を制定するというような御意思であつて修正が入れられていない、かように解釈してさしつかえないのですね。

○八木(一)郎委員 予算措置等の裏づけのために、要すれば特別立法も研究してやろう。しかし、立法しなければ予算がつかないという形ではないという点を今せつかく研究中であります。事業をするものがやりにくいようにせつかく研究中であります。やる意思はあります。

○村上委員長 まず、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受け

た地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に対しては二修正案が提出されておりますから、修正案より採決いたします。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて八木一君提出の修正案は全会一致をもつて可決いたしました。次に、柳田秀一君提出の修正案について採決いたします。本修正案に御異議はありませんか。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて柳田秀一君提出の修正案は全会一致をもつて可決いたしました。次に、修正に決しました部分を除く政府原案について採決いたします。修正部分を除く政府原案に御異議はありませんか。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて修正部分を除いては全会一致をもつて政府原案の通り決しました。

次に昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して採決いたします。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて三案はいずれも原案の通り可決いたしました。

三案の政府原案に御異議はありませんか。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて三案はいずれも原案の通り可決いたしました。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案につきましては、網島正興君及び井手以誠君より修正案が提出されておりますから、修正案より採決いたします。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて網島正興君の修正案は全会一致をもつて可決いたしました。

次に、井手以誠君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○村上委員長 起立少数。よつて井手君の修正案は否決されました。

次に、修正に決しました部分を除く政府原案について採決いたします。修正部分を除く政府原案に御異議はありませんか。

これは先例によりまして委員長に御一任を願ひたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○村上委員長 次に、昨日の懇談会において御協議をいたしましたのであります。が、お手元にお配りいたしてあります通り、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案及び昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案の案文が提出されておりますので、これについて御協議を願うことといたします。まず各案文について御説明を願ひます。八木一君。

○八木(一)郎委員 ただいま議題となりました昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案に關しましては、再々理事会を上げて参つたものでございませうから、お許しを得れば朗説を省略し、説明も省略させていただきますと思ひます。

○八木(一)郎委員 昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案につきましては御説明申し上げます。

台風第十三号は、昭和二十八年九月二十五日紀伊半島をかすめ、同日午後七時頃伊勢湾、渥美湾を経て愛知県に上陸、中部地方を通過したのであります。が、たまたま大潮満潮時刻と台風の通過時刻が一致したため稀有の高潮位を示し、ために沿岸一帯の堤防等の決

潰若しくは海水の溢流のため、和歌山県、三重県、愛知県、静岡県の一部沿岸農地に海水の浸入をもたらし、甚大なる被害を与えたのであります。ところが、この海水の浸入した農地中、その被害が激甚であり、応急復旧工事は容易に進捗せず、泥海と化した儘の状態で、長きは一ヶ月以上も海水に浸つて居りまして、これ等農地の塩害は強度になり、そのままでは今後の農業生産に重大なる支障を及ぼす事は明白であります。本法は、かかる現状に鑑み、特地の地域に限り、塩害を除去するために必要な土壌、薬剤等を施用し、土質を復元する事業に対し、その事業費の十分の九を補助する特別措置を、昭和三十年度中に完成するように努めなければならぬことに政府に措置させることにしたのであります。

尚念の爲特に説明を附加致しますが、一般に海水の浸入を受けた農地でありまして、その浸入期間が短時日であつた場合、或はかんがい用水の豊富な地域におきましては、相当長期海水が浸入しなくても、適切後、この用水を掛け流すことによつて塩害は比較的短期に除去できるのであります。この法律の対象として特に問題の対象地域と考えられます地方は、長期に亘り海水が浸入し且つ用水の不足している特殊な地域で御座います。これ等地域を政令で指定して適用したい所存であります。

○村上委員長 次に中村幸八君。

○中村(幸)委員 たいい議題となりまして昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案につきま

しても、同様説明を省略させていただきます。御賛成あらんことをお願いいたします。

〔参照〕
昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

昭和二十八年六月から九月までの風水害に依りまして、右風水害地域にあります所のモーターボート競走場は、何れも事務所、観覧席、投票場、観摩等の倒壊、流失、岸壁、道路の破損、ボートの流失等、甚大なる被害を蒙つたのであります。

然るに、モーターボート競走は、法律施行後日尙浅く、其の経営の基礎は必ずしもまだ固つておりません。加うるに、其の事業主体たる各市町村は、風水害の被害に依り財政状態は困窮の極に達して居ります現状に付、モーターボート競走場の復旧費負担を軽減せしむる意味に於きまして、第十六国会に於て成立致しました「昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自動車競技法の特例に関する法律」に倣ひ、この法律施行後最初に開催する十二日に係るものを限り、モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第二十条に規定する納付金はこれを納付することを要しないと致したいと存じます。

○村上委員長 両案文について御発言はありませんか。——他に御発言もないようでありますから、両案文について御決定を願うこといたします。

お諮りいたします。両案文に御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて両案は当委員会の成案と決しました。

引続き両案の提出方法についてお諮りいたします。懇談会における申合せの通り、両案とも当委員会提出の法律案として、規則の定めるところによりまして委員長より議院に提出することといたしたいと存じますが、そのようにとりかはらうに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○村上委員長 御意無しと認めます。よつてそのように決しました。本日はこれにて散会いたします。午後四時十分散会

〔参照〕

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
昭和二十八年六月及び七月における水害による被害は甚大に達し、被害者の資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

る法律案(内閣提出)に関する報告書
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

〔目的〕
昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案
昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

〔目的〕
第一条 この法律は、昭和二十八年台風第十三号による海水の侵入のために生じた農地の塩害をすみやかに除去し、もつて農業経営の維持安定を図ることを目的とする。

〔定義〕
第二条 この法律において「除塩事業」とは、昭和二十八年台風第十三号によつて生じた農地の塩害を除去するために、かんがい、排水施設の設置及び管理、客土又は石灰等の施用の事業をいう。

〔国の補助〕
第三条 国は、政令で指定する地域内の除塩事業について、当該事業を施行する地方公共団体又は土地改良区(以下「事業施行者」という)に対し、予算の範囲内で、左に掲げる経費を補助することができ、

一 かんがい、排水施設の設置に要する経費
二 揚排水機に必要な動力費
三 客土に要する経費

四 石灰等の施用に要する経費
2 前項の規定により国が行う補助の比率は、十分の九とする。

〔事業計画の承認〕
第四条 事業施行者は、当該事業に関する事業計画を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを要更しようとするときも、同様とする。

〔除塩事業に対する政府の措置〕
第五条 政府は、第三条の規定による補助に係る除塩事業が昭和三十年度中に完成することができるように必要な措置を講じなければならない。

〔監督〕
第六条 農林大臣は、事業施行者に対し、当該事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができ、

2 農林大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村及び土地改良区に対して、政令の定めるところにより、前項に規定する農林大臣の権限を行わせることができる。

〔補助金の返還〕
第七条 第三条の規定により補助金の交付を受ける者が、当該補助金に係る除塩事業を施行せず、又は補助金をその目的に反して使用したときは、農林大臣は、補助金のうちその施行しない除塩事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の補助金を返還させることができる。

2 前項の規定により補助金の返還

を命ぜられた者は、その返還を命ぜられた金額を遅滞なく国に返還しなければならない。

(実施規定)

第八条 この法律の実施のための手續その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する除塩事業であつてこの法律の施行前に行つたものについても適用する。

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律

法律

昭和二十八年六月及び七月の大被害又は同年八月及び九月の風水害を被つた地域内にある地方公共団体であつて政令で指定するものが昭和二十九年三月三十一日までにモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）により開催するモーターボート競走については、この法律施行後最初に開催する十二日に係るものを限り、当該競走に係る同法第二十条に規定する納付金は、これを納付することを要しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年十一月六日印刷

昭和二十八年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者、大蔵省印刷局